

私たちは怒っている

昨日に続いて、「テレビが危ない」がテーマだ。写真は 2 月 29 日の「朝日新聞デジタル版」から。高市総務相が放送法 4 条違反を理由に放送局へ「停波」を命じる可能性に言及したことについて、下記の「声明」が発表された。全文を書き写しておく。

声明

私たちは怒っている

—高市総務大臣の「電波停止」発言は憲法及び放送法の精神に反している

今年の 2 月 8 日と 9 日、高市早苗総務大臣が、国会の衆議院予算委員会において、放送局が政治的公平性を欠く放送を繰り返したと判断した場合、放送法 4 条違反を理由に、電波法 76 条

に基づいて電波停止を命じる可能性について言及した。誰が判断するのかについては、同月 23 日の答弁で「総務大臣が最終的に判断するということになる」と明言している。

私たちはこの一連の発言に驚き、そして怒っている。そもそも公共放送をあずかる放送局の電波は、国民のものであって、所管する省庁のものではない。所管大臣の「判断」で電波停止などという行政処分が可能であるなどという認識は、「放送による表現の自由を確保すること」[放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること]をうたった放送法（第 1 条）の精神に著しく反するものである。さらには、放送法にうたわれている「放送による表現の自由」は、憲法 21 条「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」の条文によって支えられているものだ。

高市大臣が、処分のよりどころとする放送法第 4 条の規定は、多くのメディア法学者のあいだでは、放送事業者が自らを律する「倫理規定」とするのが通説である。また、放送法成立当時の経緯を少しでも研究すると、この法律が、戦争時の苦い経験を踏まえた放送番組への政府の干渉の排除、放送の自由独立の確保が強く企図されていたことがわかる。

私たちは、テレビというメディアを通じて、日々のニュースや情報を市民に伝達し、その背景や意味について解説し、自由な議論を展開することによって、国民の「知る権利」に資することをめざしてきた。テレビ放送が開始されてから今年で 64 年になる。



放送局に電波停止を命じる可能性についての高市早苗総務相の発言に抗議する(左から)青木理、大谷昭宏、金平茂紀、岸井成格、田原総一郎、鳥越俊太郎の各氏=29日午後、東京都千代田区、時津剛撮影

これまでも政治権力とメディアのあいだでは、さまざまな葛藤や介入・干渉があったことを肌身をもって経験してきた。

現在のテレビ報道を取り巻く環境が著しく「息苦しさ」を増していないか。私たち自身もそれがなぜなのかを自らに問い続けている。「外から」の放送への介入・干渉によってもたらされた「息苦しさ」ならば跳ね返すこともできよう。だが、自主規制・忖度、萎縮が放送現場の「内部から」拡がることになっては、危機は一層深刻である。私たちが、今日ここに集い、意思表示をする理由の強い一端もそこにある。

(2016年3月3日)